

中国ビジネスニュース

編集：香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

今月の注目トピックス

～中国で共産党大会が終幕～

中国では 10 月 22 日に第 20 回共産党全国代表大会（以下、“共産党大会”と表記）が終幕し、習近平氏の異例の 3 期目の総書記就任が決定されました。中国の政治イベントは普段の企業活動の実施に必ずしも直接的に影響を及ぼすとは言い難いものの、同氏の総書記の続投や党大会前後の動向は異例づくめであり、今後の日中間、或いは現地法人のビジネス活動にも影響を与えるものと考えられます。

従って、今回は共産党大会や政治体制の仕組みと党トップの選出方法、及び異例づくめの諸事項等を簡単に紹介するとともに、中国ビジネスに直接的な影響のある今後のゼロコロナ政策の見通しを最後に解説します。

1. 共産党大会と政治体制の仕組み

第 1 回共産党大会が 1921 年に開催され、第 11 回（1977 年）以降は 5 年ごとに定期的に行われていました。近年は以下の通り、①既往の活動運営の総括と今後の政策方針の発表、②共産党指導部の人事に直結する中央委員の選出、③党規約の改正等を含み、第 20 回は 2022 年 10 月 16 日～22 日まで開催されました。

①既往の活動運営の総括と今後の政策方針の発表：

まず、既往の活動運営の総括として、第 18 回全国代表大会からの 10 年間の重大及び歴史的意義のある以下の 3 つを掲げ、“第 1 の 100 年間の奮闘目標”を達成したと総括しました。

- 中国共産党の創立 100 周年
- 中国の特色ある社会主義の新時代への突入
- 貧困の脱却と小康社会（ややゆとりある社会）の全面的完成という歴史的任務の完遂

そして、“第 2 の 100 年間の奮闘目標”として、経済的な観点からは“高品質の経済発展における新たなブレイクスルーの達成”、“科学技術の自立と自己改善能力の大幅な向上”、“社会主義市場経済システムの更なる改善”、“より高いレベルの開放経済の新システムの基本的構築”等々、政策の大方針を謳っています。

②共産党指導部の人事に直結する中央委員の選出：

共産党大会の最終日に、約 200 名の中央委員を選出します。翌日に中央委員総会ともいうべき第 1 回会議が開催され、中央委員から政治局委員 24 名が、政治局委員から 7 名が、約 14 億人の最高指導者ともいうべき政治局常務委員に選出されます。今回の共産党大会では、“68 歳定年制”に抵触せず、残留も取り沙汰された李克強首相や汪洋政治協商会議主席等の名前が中央委員の名簿に無く、この時点で引退が明確となりました。

③党規約の改正：

また、共産党大会では党規約の改正が可能です。今回の共産党大会では、習近平氏の指導的地位をより高める、以下の“二つの確立”の趣旨等を反映した党規約に改正されました。

- （党は習近平氏を）党中央の核心とし、党全体の核心としての地位を確立する
 - （党は習近平氏の）新時代の中国の特色ある社会主義に関する習近平思想の指導的地位を確立する
- 更に、上述した“第2の100年間の奮闘目標の実現”なども、当該党規約に謳われています。

2. 異例づくめとなった共産党大会等の諸事項

今回の共産党大会前後に発生した、以下等の事態も特筆されます。

➤経済指標の発表を延期

共産党大会の直前に予定されていた、第2四半期の経済統計の発表が延期されました。上海市ロックダウンを始めとした中国の経済活動の回復度合いを見る上でも注目されていた指標の公表延期は異例でした（同大会終了後に各種統計を発表）。

➤共産党大会での慣例踏襲からの変更

2002年以降、上記の中央委員の選出には68歳定年制（共産党大会時に68歳に達していれば引退）との不文律がありました。一方で、共産党の組織とは別に、毎年3月に開催される全国人民代表大会（日本の国会に相当）において、既に憲法の改正により、国家主席の任期（従来、1期5年、2期まで）が撤廃されました。このため、今回の共産党総書記（中央委員の選出）についても、上記の68歳定年制が踏襲されないとの見方が開催前から根強くあり、結果として69歳の習近平氏が3期目の総書記に就任する一方で、前述の李克強氏や汪洋氏（共に67歳）が引退し、慣例からの大きな変更となりました。

さらに、23日開催の第20期一中全会では、習近平氏を共産党総書記・序列1位に、序列第2位に上海市のロックダウンの責任者である上海市書記・李強氏、以下習近平氏の影響力が強いとされる計7名が常務委員に選出された一方で、40代で政治局委員となり、次世代のリーダーと目されてきた共産党青年団出身の胡春華副首相が政治局委員から外れるなど、大幅な変更が見られています。

3. 今後のゼロコロナ政策は？

このように、異例づくめの党大会が終了し、この一大政治イベント後の最大の関心事は、ゼロコロナ政策の継続有無と考えます。ゼロコロナ政策は日本からの出張ベースでの技術支援や、現地法人運営等々、日中間のビジネスに直接的に影響を及ぼします。一部では共産党大会の終了後にゼロコロナ政策からの政策変更や撤廃を期待する向きもありましたが、現時点での各種の公開情報を基にすれば、少なくとも当面は堅持される可能性が高いと考えます。

中国の水際対策では、入国時の隔離措置期間は8日間に短縮され、現時点では部分的な緩和はあるものの上述の通り、ゼロコロナ政策の堅持が強調されるなど、中国への入国・国内移動に伴う不確実性は高止まりしたままと考えられます。従い、少なくとも現時点では、これらの不確実性を念頭に、各種の対応や決定を行う必要があります。

政策・経済トピックス

【新政策動向】

■ 2025 年をめどにエンジニア 20 万人育成

11 月 4 日、中国教育部を含む 5 当局は、「職業教育現場エンジニア特別育成」計画の実施を開始する通知を共同で発表した。2025 年をめどに、現場エンジニア延べ 20 万人以上を育成し、職業院・校 500 校以上、企業 1,000 社がプロジェクトに参加する見込み。学校と企業が連携して見習いを育成するとしている。プロジェクトに参加する企業は現場エンジニアの見習いポストを設置し、学校と企業が共同で人材育成案を制定、実施し、学科のカリキュラム体系を構築し、中心カリキュラムを開発、設置し、ハイレベル教材及び関連デジタル化リソースを開発、導入し、実際の生産任務に基づいて、教育を柔軟に計画し、実習と学習を交互に行いながら実践能力習得を強化することになる。

【経済動向】

■ 1～9 月 GDP は前年比 3.0%増の 87 兆 269 億元

中国の国家統計局が発表したデータによれば、速報値で計算すると、今年第 1～3 四半期（1～9 月）の中国の国内総生産（GDP）は 87 兆 269 億元（約 1,716 兆円）に上り、不変価格で計算すると、前年同期比で 3.0%増となり、上半期（1～6 月）の成長率を 0.5 ポイント上回った。産業別に見ると、第一次産業の付加価値額は同 4.2%増の 5 兆 4,779 億元、第二次産業は同 3.9%増の 35 兆 189 億元、第三次産業は同 2.3%増の 46 兆 5,300 億元だった。

■ 第 5 回輸入博、意向成約額前回比 3.9%増

11 月 10 日に第 5 回中国国際輸入博覧会が閉幕した。145 の国・地域と国際機関が参加し、意向成約額は累計 735 億 2,000 万ドル（約 10 兆 4,465 億円）に達し、前回に比べて 3.9%増加した。現在、第 6 回中国国際輸入博覧会の企業展への誘致活動が全面的にスタートしており、出展を申し込んだ企業の展示面積はすでに 10 万平方メートルを超えている。

■ 中国の Z 世代人口は約 2 億 6,400 万人 消費への寄与は 40%

上海市文化・観光局によると、中国の現在の Z 世代の人口規模は約 2 億 6,400 万人で、総人口に占める割合は 20%に満たさないが、消費への寄与は 40%に達する。各方面のビッグデータに基づくと、今後 10 年間で Z 世代人口の 73%が社会人になり、この世代の消費規模は 2035 年には現在の 5 倍に当たる 16 兆元（約 314 兆円）に達すると予測される。

■ 第 3 四半期「人手不足」の 100 職種が発表 製造業の不足続く

人的資源・社会保障部は 1、2022 年第 3 四半期の「人手不足」の職種ランキングを発表した。同ランキングによると、上位 10 位には、販売員、旋盤工、飲食店のホールスタッフ、宅配便配達員、清掃員、警備員、商品の販売員、家事代行サービススタッフ、カスタマーサービス管理員、溶接工が並び、製造業の人手不足が続いている。物流・輸送業界の人手不足も進行し、速達処理担当者、道路貨物輸送車両運転手、積卸作業員などの職業は人手不足が深刻化した。

【日系・外資企業動向】

■ ニトリが北京市に初出店

11 月 4 日、大手家具メーカーのニトリホールディングスは北京市内に 2 店舗を同時オープンした。中国本土で 58、59 店舗目となり、来年末までに 100 店舗体制を目指す。日系企業による中国事業は円安やコロナ禍といった逆風が吹く中、商品の多くが中国製という点から現地出店の追い風となっている。

■ 日産、蘇州市にロボットタクシー専門の新会社設立

11 月 6 日、日産自動車の中国現地子会社である日産（中国）投資有限公司は、ロボットタクシー（自動運転タクシー）専門の新会社を設立したと発表。新会社は蘇州市相城区に本社を置き、モビリティサービスを中心に事業展開、蘇州高速鉄道と連携しながらモビリティサービスへの投資とロボットタクシーサービスの事業展開に取り組むとしている。

【人民元情報】

人民元市場レート（2022 年 11 月 18 日時点）

外貨名 100 日本円

中間値 5.0862 人民元

【中国ビジネスワンポイントアドバイス】

定年退職時のトラブルを回避するための注意点

日本企業が中国に投資し、現地法人を設立し始めてから、約 30 年経ち、会社に 50 代の従業員が少しずつ増えてきています。日本本社と異なり、中国現地法人では、「定年退職規程」や「定年再雇用規程」など、従業員の定年に関する規程が完備されていないので、定年退職に巡るトラブルが、日系企業で増え続けています。

本来、中国の労働関連法律では、従業員の定年退職について、明確な規定があるため、比較的トラブルが発生しにくいですが、しかし、経済補償金や社会保険等、定年退職を機に、労働契約の終了に伴うその他の法的条件を求める従業員が出てきます。以下、現時点でよく見られる定年退職に巡る問題やトラブルを紹介させていただきます。

■ 定年退職する際、会社から退職金を支払う必要があるか。

従業員が定年退職を理由に、会社との労働契約を終了する際、経済補償金を支払う義務がなく、一部従業員は定年退職時に何も補償をもらえないので、在職中に長期病気休暇の取得や、業務怠慢で、会社に解雇された方が有利だと考え、定年数年前からさぼり始めるケースがあります。

このような従業員を防ぐためには、懲戒規程を整備すると同時に、業績給与の導入や社内コミュニケーションの強化等が考えられます。

■ 女性従業員の定年年齢は 50 歳か、55 歳か

法律では、「女性従業員の定年年齢は 50 歳とし、女性幹部の定年年齢は 55 歳」と定めています。女性従業員が幹部に属するかどうか、見解が分かれることがよくあります。上海市の判例では、女性従業

員は国家幹部に該当しない限り、会社の判断を尊重することが多いですが、業務記述書で、技術業務や管理業務がメインの場合、「女性幹部」と認定する判例もあります。

最近の法改正では、法定定年年齢の統一が検討されていますが、会社で各ポジションが管理職か、一般職か、事前に規程に定め、開示することが望ましいです。ただし、管理職であっても、早めに退職してほしいケースも考えられます。その場合、定年年齢の2年前に、顧問ポジションに転籍する手法がよく利用されます。

■養老保険を受領できなくても、定年年齢になったら定年退職できるか

定年後に養老保険を受領するためには、累積15年間社会保険を納付しなければなりません。社会保険納付年数が15年未満の場合、定年年齢になっても、養老保険を受領できないため、一部従業員がその理由で労働契約の終了が違法と主張してくるケースがあります。

明確な法規定がないため、判例も統一されていません。有力説としては、「中華人民共和国労働合同法实施条例」第21条「労働者は法定定年年齢に達したとき、労働契約が終了する。」と定め、養老保険の受領を定年退職の必要条件として定められていないと抗弁しています。判例もこの意見を支持しているケースが多いです。

以上のように、定年退職を巡るトラブルは、極めてごく一部であり、離職時の経済補償金や社会保険を目的に主張することが多いです。管理規程を整備すると同時に、会社に協力的でない従業員を早期発見、対処することが必要と考えられます。

ビジネス相談

香川県上海ビジネスサポーターでは、会計・税務、人事労務、経営、法律などのご相談に無料でお答えしています。お困りの際は、香川県上海ビジネスサポーターまでお気軽にご相談ください。

【相談事例のご紹介】

➤ 質問

【企業を買収した際の経済保証金以外の注意事項に関するご相談】

中国企業を買収し、従業員（譲渡する企業側）の経済保証金について協議しています。経済保証金以外にも清算しておくべき雇用関連債務はございますか。

➤ 回答

経済保証金を（譲渡する企業側が）支払うことで、これまでの契約事項を完了することになりますので他にしなければならないことは特にございません。そのまま貴社で雇用する場合は、必須ではありませんが以下について把握しておくことをおすすめいたします。

- ①各社員の社歴（就業年数）
- ②支払った経済保証金金額及びその算出根拠

香川県上海ビジネスサポーターの利用できるサポート内容ご案内

＜現地視察の支援＞

① 現地視察に対する企画提案・アポイント手配 ②現地視察に対するアテンド・通訳

＜ビジネス展開の支援＞

③県内企業及びその現地法人等からの依頼によるビジネス相談 ④マッチング候補企業情報の提供等（基礎調査） ⑤中国企業とのビジネスマッチング・商談機会の創出 ⑥他県共同中国セミナー開催 ⑦マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアポイント手配）（有料） ⑧マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアテンド）（有料）

＜対象外の業務＞ ビジネスを伴わない観光目的での視察、適法性が疑われるもの。公序良俗に反すると思われるような業務等。

＜利用対象地域＞上海市、江蘇省、安徽省、浙江省

＜利用申込資格＞ 香川県内に本社又は事業所を有する企業及び商工関係団体等。香川県内に本社又は事業所を有する企業で、中国に進出している現地法人、支店、駐在員事務所

＜利用者が負担する費用＞ ①②③④⑤⑥のサービスは無料です（ただし、渡航費、宿泊費等は利用者の負担）。⑦⑧のサービスは有料です。利用申込書提出後に利用者が負担する費用を事前にお支払いいただきます。

香川県上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、以下 URL からお申込みください！

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/kaigai/03.html>

~~~~~  
香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

〒200030 上海市徐匯区虹橋路 1 号 港匯中心 1 座 25 楼  
（上海邁伊茲（マイツ）諮詢有限公司 浦西事務所内）

E-mail: kagawa@myts-cn.com

上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、こちらを検索！！

香川県 上海ビジネスサポーター

検索